

別記

第1号様式（第7条関係）

不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

年 月 日

高知県知事様

〒 ()

(申請者) 住所

氏名

印

高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱第7条第1号の規定により関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

また、この申請の審査に係る関係機関への照会及び情報提供に同意します。

記

(注)太線の中をご記入ください。

()年度 ()回目

夫	(フリガナ) 氏名		生年 月日	昭和 平成	年	月	日 (歳)
	住所	〒 (-)		電話番号 ()			
妻	(フリガナ) 氏名		生年 月日	昭和 平成	年	月	日 (歳)
	住所	〒 (-)		電話番号 ()			
申請金額		①男性不妊治療分除く 金 _____ 円 ②男性不妊治療分 金 _____ 円 ③合計 (①+②) 金 _____ 円 (注)申請金額は次の金額をご記入ください ① ◇治療方法がA、B、D又はEの場合は治療費(男性不妊治療費除く)と20万円(初回申請の場合は30万円)のいずれか少ない方 ◇治療方法がC又はFの場合は治療費と125,000円のいずれか少ない方 ② 該当する場合は、男性不妊治療費と15万円(初回申請の場合は30万円)のいずれか少ない方 ③ ①と②の合計金額					
振込先	金融機関名	※申請者の口座をご記入ください。 銀行・金庫・農協 本店・支店・出張所					
	預金種別	普通 当座	口座番号 (7桁 右詰め)				口座名義人 (※カナ書き)
助成状況	過去に特定不妊治療の助成金を受けたことがありますか *都道府県、指定都市及び中核市で受けたもののみご記入ください ない・ある → 過去 () 回受けた 助成金を受けた自治体は (高知県・高知市・その他 都・道・府・県・ 市)						
	過去に男性不妊治療の助成金を受けたことがありますか *都道府県、指定都市及び中核市で受けたもののみご記入ください ない・ある → 過去 () 回受けた 助成金を受けた自治体は (高知県・高知市・その他 都・道・府・県・ 市)						
申請受理年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日	承認・不承認			
受給者番号		新制度・旧制度	通算年度・回数	通算 () 年度目・ () 回目			

福祉保健所受付印

【添付書類】

- ①不妊に悩む方への特定治療支援事業指定医療機関受診等証明書(別記第2号様式)
 - ②指定医療機関が発行した特定不妊治療費の領収書及び明細書
 - ③法律上の婚姻関係を証明することができる書類(戸籍謄本)
※住民票で夫婦であることを確認することができない場合に必要。
ただし、平成28年4月1日以降に初めてこの助成制度を申請される方は必須。
 - ④夫及び妻の住所、住民となった日、前住所及び続柄を確認することができる書類(住民票)
 - ⑤夫及び妻の控除額が記載された所得・課税証明書等(市町村長が発行したもの)
- (注)6月から12月までの申請は前年の所得、1月から5月までの申請は前々年の所得とします。

治療の内容及び結果並びに妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説 明 書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容及び結果並びに妊娠の経過について、公益社団法人日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し、分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、我が国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

更に、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計及び分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容及び方法

各医療機関から、下欄の項目について、公益社団法人日本産科婦人科学会のデータベースを通じて厚生労働省に報告されます。

報告には、個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は、全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは、厳守されます。

報告及び集計される項目

〔報告は、医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 治療から妊娠まで | 2 妊娠から出産まで |
| (1) 患者（女性）の年齢 | (4) 妊娠及び出産の状況 |
| (2) 不妊の原因 | (5) 生まれた子の状況 |
| (3) 治療の内容及び妊娠の有無 | |

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する
説 明 書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦当たりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。